

議案第133号

旧師団長官舎条例の全部改正について
上越市旧師団長官舎条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市旧師団長官舎条例

旧師団長官舎条例（平成5年上越市条例第14号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 郷土の歴史的遺産を保存し、及び活用し、教育、学術及び文化の向上を図るとともに、にぎわいと活力のある地域社会の形成に寄与するため、旧師団長官舎を設置する。

（名称及び位置）

第2条 旧師団長官舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
旧師団長官舎	上越市大町二丁目3番30号

（公開時間）

第3条 旧師団長官舎の公開時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 旧師団長官舎の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

（入館の制限）

第5条 市長は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不相当と認められる者に対しては、旧師団長官舎への入館を拒み、又は旧師団長官舎からの退館を命ずることができる。

（損害賠償）

第6条 故意又は過失により旧師団長官舎の施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。